С		\bigcirc		
消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号)(抄)(第三条関係)————————————————————————————————————	十三年政令第百八十五号)(抄)(第二条関係)————————————————————————————————————	医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)(抄)(第一条関係)————————————————————————————————————	令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次	会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政

第二項第二号	第一項第一日	(社団たる医療法人 第五条の五の十一 法証 第三節第九款の規定 第三節第九款の規定 あほか、次の表の上記 を対していて一般社 を対していて一般社 を対していて一般社 を対していて一般社 を対していて一般社 を対していて一般社 を対していて一般社 を対していて一般社 を対していて一般社 を対していて一般社	(医事に関する法律) 第五条の五の七 法第 関する法律は、次の 一~十八 (略)	改
第百十一条第一項	では、理事会) 置一般社団法人にあ 社員総会(理事会設	欄に掲げる見に表がいます。	法(平成二十九年法律第十六号)次のとおりとする。 とおりとする。 の政会法第四十六条の四第二項第三号法第四十六条の四第二項第三号法第四十六条の四第二項第三号法律)	正
医療法(昭和二十三 年法律第二百五号) 第四十七条第一項(第四十七条第一項(第四十七条第一項(理事会	る医療法人の補償契約及び役員の 別四においては、同条の規定によ が四においては、同条の規定によ の四においては、同条の規定によ を対団法人に関する法律第二章 を対しては、同条の規定によ のはおいては、同条の規定によ	十六号))の政令で定める医事に第三号(法第四十六条の	案
		(新設)	(新設) 関する法律は、次のとおりとする。 五第五項において準用する場合を含む。 一〜十八 (略)	現
			する。 合を含む。)の政令で定める医事にの四第二項第三号(法第四十六条の	行

第二項用の一次の一三の一次の一三の一次の一三の一次の一三の一次の一三の一次の一三の一次の一三の一次の一三の一次の一三の一次の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の	第一項第百十八条の三	第百十八条の二
第八十四条第一項及第八十四条第一項及	でては、理事会) 世事会設 社員総会(理事会設	第八十四条第一項、第二十一条第三項及の第百十一条第三項及の第一項である。
医療法第四十六条の	理事会	医療法第四十六条の 特えて準用する第八 十四条第一項、同法第四十六条の七の二 第三項(同条第一項、同法 第三項(同条第四十七条 第三項(同条第四十七条 でおいて準用する第八 において準用する第八 において準用する第八 において準用する場 において準用する場 において準用する場 において準用する場

(社会医療法人債等に関する技術的読替え)

	五の二医療法第五十四条の	第七百十四条の二	四第二項 第七百十四条の
	八第一項医療法第五十六条の	項 第四百九十九条第一	第七百十四条の
	厚生労働省令	法務省令	
	第七百三条各号七において準用する医療法第五十四条の	第七百三条各号	三宝七百十四条の
	(略)	(略)	第七百十四条第
	(略)	(略)	(略)
	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社

(社会医療法人債等に関する技術的読替え)

はる技術的読替えは、次の表のとおりとする。 大債を発行する場合における社会医療法人債原簿について理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定を準用する場合における社会医療法人債権者、社会医療法人債管 (基集社会医療法人債権者の大 法第五十四条の七において社会医療法人が社会医療法人

(新設)	(新設)		(新設)	二項及び第四項第七百十四条第	(略)	法の規定。会社
				(略)	(略)	読み替えられる字句
				(略)	(略)	読み替える字句

出第七百十四条の		第七百十四条の	四第五項 第七百十四条の	第七百十四条の			
第七百四条、第七百八条、第七百十条第一項、第七百十条第一項、第七百八条、第七百八条、第七百円条、第七百円条、第七百円条、第七百四条、第七百四条、第七百四条、第七百四条、第七百四条、第七百四条、第七百四条	第七百十四条の二	第七百二条	が第三項第七百五条第二項及	第七百十四条の二	社債発行会社	号七百六条第一項各	第七百五条第一項
第七百十条第一項、七条、第七百四条、第七百四条、第七百八条、第七百八条、第七百円条の	五の二医療法第五十四条の	五医療法第五十四条の	び第三項 第七百五条第二項及 日本において準用する 医療法第五十四条の	医療法第五十四条の	法人社会医療法人債発行	号 第七百六条第一項各 で療法第五十四条の	第七百五条第一項と療法第五十四条の
(新 設)		新設)	(新 設)	(新設)			

第七百三条各号	第七百十四条第一項	第七百十四条の二	第七百二条	同条第二項	第七百十一条第一項	同項	第七百四条中	十四条
医療法第五十四条の	七百十四条第一項において準用する第同法第五十四条の七	五の二医療法第五十四条の	五医療法第五十四条の	七百十一条第二項において準用する第同法第五十四条の七	項 る第七百十一条第一 同条において準用す	項 において準用する同 同法第五十四条の七	七百四条中において準用する第同法第五十四条の七	第七百十一条、第七百十四条

	T .	T	T	T	T	
		·	·	·	·	

25 - - I	第二頁第七百二十四条	(略)	一項及び第二項 第七百十八条第		三項 三項 三項	二項二年七条第		
第七百六条第一項、第七百六条第三項(同条第二項第三項の関係を対して、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は	(略)	(略)	(略)	第七百十四条の七	次条第一項	(略)	第七百十四条の三	
医療法第五十四条の 第七百十四条の四第 第七百十四条の四第	(略)	(略)	(略)	第七百十四条の七田において準用する	次条第一項 七において準用する 医療法第五十四条の	(略)	第七百十四条の三 医療法第五十四条の	第七百三条各号
	第二頁第二百二十四条	(略)	一項及び第二項		(新設)	二項二年七条第		
第七百三十八条第一項、第七百三十八条第一項ただし書及び第七百三十七条第一項をが	(略)	(略)	(略)			(略)		
第一項ただし書及び第七百六条第一項、第七百三十六条第一項、第七百三十七条	(略)	(略)	(略)			(略)		

	第七百三十五条	第七百三十五条	(略)	第一項	第七写二十九条	
第七百十四条の七	社債発行会社	(略)	(略)	第七百七条(第七百	(格)	不
第七百十四条の七と原族法第五十四条の	法人	(略)	(略)	医療法第五十四条の七において準用する第七百十八十四条の七において準用する第七百十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	(格)	係る部分に限る。)係る部分に限る。)
	新設)	第七百三十五条	(略)	第一項	第七百二十九条	
		(略)	(略)	第		
		(略)	(略)	医療法第五十四条の医療法第五十四条の	(路)	第七百三十八条
		第七百十四条の七 第七百十四条の七 七において準用する 七において準用する	(略) (略) 第七百十四条の (略) 第七百十四条の七 医療法第五十四条の 七において準用する 第七百十四条の (新設) 第七百二十五条 (略)	(略) (を) (を) <td< td=""><td>第七百七条 (第七百 医療法第五十四条の七 と において準用する 第七百七条 (第七百 上条 (同法第 五十四条の七 において準用する 第七百十 四条の七 と において準用する 第七百十 上 において準用する 第七百三十五条 (略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を)</td><td>(略) (略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) <td< td=""></td<></td></td<>	第七百七条 (第七百 医療法第五十四条の七 と において準用する 第七百七条 (第七百 上条 (同法第 五十四条の七 において準用する 第七百十 四条の七 と において準用する 第七百十 上 において準用する 第七百三十五条 (略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を)	(略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) <td< td=""></td<>

一項 一項 十条第	(略)	第一項第七百三十六条	第七百三十五条			第七百三十五条	
第四百四十九条、第六百三十五条、第七百八十一九条(第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。	(略)	(略)	第七百三十二条から	法務省令	営業時間内	社債発行会社	本店
医療法第五十八条の四第一項(同法第五十九条の二において同じ。)	(略)	(略)	医療法第五十四条の 第七百三十二条から 前条まで	厚生労働省令	執務時間内	法人社会医療法人債発行	主たる事務所
一 項 第七百四十条第	(略)	第一項第七百三十六条	(新 設)			新設)	
第四百四十九条、第六百三十五条、第七百十十条、第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百九十九条(第七百九十九条がまった。)、第七百九十二条第二項において準用する場合を含む。)、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七百九十九条、第七十五条,第七十五十五条,第七十五条,第七十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	(略)	(略)					
医療法第五十八条の 四第一項(同法第五 世別第一項(同法第五 世別 で まままままままままままままままままままままままままままままままままま	(略)	(略)					

	三 項	第七百四十条第	略)
第二項 (第七百九十 三条第二項において で同じ。)、第七百 で同じ。)、第七百 で同じ。)、第七百 で同じ。)、第七百 が、第七百	第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十七十九条第二項、第六百三十七十条第二項、第六百三十十条第二項、第六百三十十条第二項において準用するの項において準用するの項において準用するの項において利用する。	(略)	八百二条第二項において準用する場合を 会む。)、第八百十三条第二項において準用する場合を含む。)又 は第八百十六条の八
	四第一項 四第一項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(略)	(略)
		第七百四十条第	略
第二項(第七百九十三条第二項において単用する場合を含むれて単元の項において同じ。)、第七百九十九条第二項(第九十九条第二項において単元がの項において	第四百四十九条第二項、第六百二十七条 第二項、第六百二十七条 第二項、第六百二十七条 第七百八十一条第二項 第七百八十一条第二項 第七百八十一条第二百 項において準用する 場合を含む。以下こ の項において同じ。	(略)	八百二条第二項において準用する場合を含む。)又は第八百十三条第二項において準用する場合を含む。)
	四第一項四第一項	(略)	(略)

第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百二十七条第二項、第六百二十七条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十九条第二項、第七百九十九条第二項、第七百九十九条第二項、第七百八十九条第二項、第十二級がある場合にあっては、当該社債管理補助者を含む。)」と、第七百八十九条第二項中「知れている債権者(社債管理補助者を含む。)」と、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項	常二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第
助者 助者 助者 助者 ある債権者」とあるの は、「判明している にな、当該社会医療法人債管理者又は社会 を療法人債管理者又は社会 を療法人債管理補 がある場合にあっ を変療法人債管理補 を変換	

とあるのは「知れている債権者百十条第二項及びれている債権者を述べることがるものに限る。	百七十九条第二項中「知れている債権者」とあるのは「知れている債権者」とあるのは(社債管理者があるのは積合にあっては、当場合にあっては、当場合にあっては、当場合にあっては、当場合にあっては、当場合にあっては、	条第二項、第六百二十七第六百二十七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	会む。以下この項において同じ。) 原八百十条第二項 において準用する場 において準用する場 である。以下この項において同じ。)及び
	者社会医療法人債管理社会医療法のでは、当該	債管理者がある債権者(社会医療でいるのででは、「判明しているのでででいるのでででいるのでででいるのででででいる。	

第八百八百六十八条	(略)	
第七百五条第四項及の規定、同法第五十四条の七において準用する第七百十三条第四項に第七百十三条並びに第七百十八条第三項(これらの規定を第七百十四条第一百十八条第三項(これらの規定を第七百十四条第一百十八条第三項(これらの規定を第七百十四条第一百十八条第三項(これらの規定を第七百十四条第一項及び第三項(これらの規定を第七百十四条第一項及び第三項(これらの規定を第七百十四条第一項及び第三項(これ)の規定を第三項(これ)の規定を第七百十二条第一項及び第三項(これ)の規定を第七百十二条第一項及び第七百五条第四項及	(略)	より異議を述べることができるものに限り、 (同項の規定により できるものに限り、 できるものに限り、 できるものに限り、 できるものに限り、 できるものに限り、 社債管理者又は社債 管理補助者がある場
医療法第五十四条の 地間を の規定、同法第五十四条の で第七百五条第四項及 の規定、同法第五十 の規定、同法第五十 に第七百十一条第二項 に第七百十三条第四項及 が第七百十三条第四項 をの七において準 用する第七百十四条第 において準 十四条の七において準 十四条の七において準 十四条の七において準 十四条の七において準 十四条の七において準	(略)	
http://doi.org/		
第 四 項 千 八 百 六 十 八 条	(略)	
第七百五条第四項、第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百十八条第一項及び第三一項がに第七百四十条第一項がに第七百四十条第一項がに第七百四十条第一項がに第七百四十条第一項がに第一項がに第七百四十条第一項がに第七百四十条第一項がに第七百四十条第一項がに第七百四十条第一項がに第七百四十条第一項がに第七百四十条第一項がに対して、第七百五条第四項、第七百五条第四項、第七百五条第四項がに対して、第七百五条第四項がに対して、第七百五条第四項がに対して、第七百五条第四項がは対して、第七百五条第四項がは対して、第七百五条第四項がは対して、第七百五条第四項を対して、対して、第七百五条第四項を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	(略)	さいる債権者(同項を)の規定により異議をでは当該社債管理を (同項を)の規定により異議を (同項を)の規定により異議を (同項を)を (同項を)を (同項を)を (同項を)を (同項を)を (同項を)を (同項を)を (同項を)を (同項を)を (可可を)を (可可と)を (可可と
医療法第五十四条の七において準用する第七百七条、第七百十十一条第三項、第七百十一四条第一項及び第三項、第七百十十一条第一項とが第三三項、第七百十十一条第一項とび第三三項、第七百十十一条第一項とび第三三項、第七百十十十条第一項とびに第七百四十条第一項並びに第七百四十条第一項並びに第七百四十条第一項がに第七百四十十一条第一項がに第七百四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	(略)	

第八百七十四条	(略)		
第八百七十条第一項第八百七十条第一項 第八百七十条第一項 に規定する一 は代表執行役若 表する清算人、代表執行役若 表する清算人、代表執行役表	(略)	(略)	項名百四十一条第一
社会医療法人債管理 者若しくは社会医療法人債管理人又は社会医療 法第五十四条の七に おいて準用する第七 おいて準用する第七に おいて準用する第七に を変して を変して を変し を変して を変して を変して を変して を変して を変して を変して を変して を変	(略)	(略)	五十四条の七におい 五十四条の七におい 三十二条、第七百四 十条第一項及び第七 十条第一項及び第七百十
	•	•	
heter heter			
第 第 一 号 七 十 四 条	(略)		
第八百七十条第一項第八百七十条第一項第八百七十条第一項に規定する一時取締役、会計参与しくは代表執行役若清算人、代表下資人、清算人、代表市算人、代表市算人、代表市等人、代表市等人、代表市等人、代表市等人、代表市等人、代表市等人、市等等一項(第八百六十二条第一項(第八百六十二条第一項(第八百六十二条第一項)	(略)	(略)	
社会医療法人債管理 を療法の特別代理人又は を療法第五十四条の 発用する で で で で の を の を の を の を の を の を の を の を	(略)	(略)	

略 条第二 者 の 帳簿資料の保存をす百七十二条第三項の む。 る 十二条第三項におい 者、 第 略 七 準用する場合を含 鑑)若しくは第六 七 百 特別代理人又は は社債管理 定 百 +社債管理者若 項 干四 四条第三項 (第八 第 |条の 五. 補助 百二 百 八 略

む。

若しくは第六

帳簿資料の保存をす百七十二条第三項の

特別代理人又は第七る者、社債管理者の

十四条第三項

て準

用する場合を含

十二条第三項におい

常二項

(第八百二 五. 百

定

人

第 五. 条の (社会医 九 療法人債に 法第五十 匝 関 する法令の

適用に 第五 社債権者 債権者集会は、それぞれ会社法に規定する会社、 会医療法人債管理補助者、 る法令の規定中の字句で同 医療法人債権者、 債 付社債信託法 0 二項を除く。 権者集会とみなす。この場合において、 + 下欄に掲げる字句 ついては、 一号) とし、 社債券、)及び担保付社債信託法施行令 (明 社会医療法人債券、社会医療法人債管理 社会医療法 社債管理者、 助者、社会医療法人債原簿又は社会医療法人は会医療法人債券、社会医療法人債管理者、社会医療法人、社会医療法人債に係るこれらの法令の規定の社会医療法人債に係るこれらの法令の規定の 治三十八年法律第五十二号。 と読 条の八に規定する政令で定める法令は 表の中欄に掲げるものは、 み替えるものとする。 社債管理補 次の 助者、 (平成十四年 看、社債原簿又は社債権者、代表 表の上欄に掲げ 同法第二十 それぞれ -政令 几 条 担

療法

人債に

関

する

法令

略

略

略

者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次適用については、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、代表社会第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令 第五 のの者、 保付 表の上 は、 条の 社 それぞれ同 債 九 信 欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるも 託法 法第五十 (明治三十八年法律第五 表 の下 匝 条 欄に掲げる字句と読み替えるも の八に規定する政令で定め 十二号。 同 四法第二十四の法第二十四の のとする 兀

読み替える法令 読み替えられる字句 読み替える字句

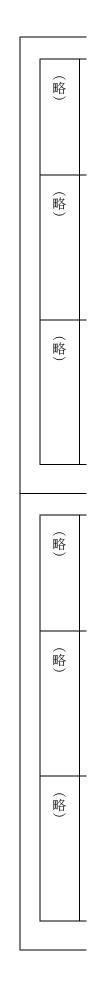
読み替える法令

読み替えられる字句

読み替える字句

			条 担 信 法 第 三 十 一	(略)	の規定
九条第一項ただし書一項及び第七百二十条第	同法第七百十八条第一項本文	二項	会社法第七百十七条第二項、第七百二十条第一項及び第四項「条第三項並びに第一年を第三項がでに第一条第三項がでに第一条第三項がでに第一条第三項がでに第一条第三項がでは第一項及び第三項ができる。	(略)	
会社法第七百二十条と原法第五十四条の	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百十八条がに第七百二十九条がに第四項並	第二項 会社法第七百十七条 会社法第七百十七条	医療法第五十四条の会社法第七百十七条第二項、第七百十七条第二項及び第四項所第七百二十九条第一項、第七百三十九条第一項、第七百三十九条第一項及び第三項並びに第七百三十五条の二第七百三十五条の二第七百三十五条の二第	(略)	
					<i>の</i>
			条 担信 法 第 三 十 一	(略)	の規定
			会社法第七百十七条第一項及び第四項第一項並びに第七百二十九条第一項がに第七百二十九条第一条第三項	(略)	
			医療法第五十四条の会社法第七百十七条第二項、第七百二十条第一項及び第四項第七百二十条第一項が第四項で第七百二十条第一十十十条第一項並びに第七百十九条第一項がは第七百二十九条第一項がは第一項がは第一項がは第一項がは第一項がは第一項がは第一項がは第一項がは	(略)	

	条第一項 第二十三	(略)				
同法第七百三十五条	条第一項	(略)	第七百十四条の七	同条第一項	同法第七百三十一条のご第三項並びに第七百	
条の二第一項 七において準用する 会社法第七百三十五	条第一項 七において準用する 会社法第七百三十一	(略)	第七百十四条の七田において準用する	条の二第一項 会社法第七百三十五 会社法第七百三十五	医療法第五十四条のとはおいて準用する会社法第七百三十一条第三項並びに第七百三十一条の二第一百三十五条の二第一百三十五条の二第一項及び第三項	書の項及び第七百二
	条第一項 三十三	(略)				
	条第一項	(略)				
	条第一項 七において準用する 会社法第七百三十一	(略)				



		イガ (at / 1 - t
改正案	現	行
(役員等又は評議員の損害賠償責任等に関する読替え)	る読替え)(役員等又は評議員の社会福祉)	性法人に対する損害賠償責任に関す
第十三条の十二 法第四十五条の二十二の二において役員等又は評	条の十二 法第四十五条	の二十第四項において役員等又は評
2	の社会福祉法人に対する	損害賠償責任について一般社団法人
の二等二員等二号など第五頁をドニ等百一へきの三等二頁る法律第百十五条第四項第三号、第百十六条第一項、第百	一頁)見三二生月一財団法人に関する法	新二分、二は、 <u>同別</u> つ「穹百十五条第四項第三号及び
規定を準用する場合においては、同法第百十五条第四項第三号中八条の二第二項第二号及ひ第五項並ひに第百十八条の三第二項の	一条第一項」とあるのは「社会福十六条第一項の規定を準用する場	云福祉法(昭和二十六年法律第四十〜5場合によいては「同号中」第百十
「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法(昭和二十六年法	四十五条の二十	と、同項中「第八
律第四十五号)第四十五条の二十第一項」と、同法第百十六条第	第二号」とあるのは「社会福祉	社法第四十五条の十六第四項におい
	て準用する第八十四条第一項第	項第二号」と読み替えるものとする。
法第百十八条の二第二項第二号中「第百十一		
あるのは「社会福祉法第四十五条の二十第一項」と、同条第五項		
「第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一		
第四項こおいて読み替えて集用する第八十四条第一項、司法第四 び第百十六条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六		
条の十六第四項において準用する第九十二条第二項、同法		
四十五条の二十第三項及び同法第四十五条の二十二の二において		
のは「社会福祉法第四十五条の十六第四項に		
る第八十四条第一項、同法		
月する第九十		
」と記み替えるものとする		

 \bigcirc

第四百三十九条第四百三十六条第四百三十六条消費生活協同組合法第三読み替える会社読み替えられる読み替える字句	らの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。を要する組合について会社法の規定を準用する場合におけるこれ第十二条 法第三十一条の十第二項の規定により会計監査人の監査定の読替え)(会計監査人の監査を要する組合等について準用する会社法の規(会計監査人の監査を要する組合等について準用する会社法の規	ととする。	(組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲) (組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲) (組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲)	改正案
第法読	第 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗	第 骨 管 十 一 田 と 借 会 計 計	第 で条おれて七照九 あにいたは年表条組	
第四百三十九条	定に係る技をに係る技を重査人の監	る。 照表の負債 監査人の監	ることとと は、法第二十 会員等以外 では、法第二十 では、法第二十 では、法第二十 では、お明本 では、おりま	現
(略) (内規定 字句 字句 第三項 第三项 第三∞ 第∞ 第	定に係る技術る組合についる組合についる組合についいます。	る照 監 監 変	合員等以外の合員等以外の合員等以外のは、法第三十八代第三十一日でおります。	現

法の規定を準用する場合におけ2 法第三十一条の十第三項の規 (略)	る 定	れらの規定に係る技術的読替より会計監査人について会社_(略)
えは、次の表のと	おりとする。	
読み替える会社	読み替えられる	読み替える字句
法の規定	字句	
第三百三十七条	第四百三十五条	決算関係書類
第三項第一号	第二項に規定す	協同組合
	る計算書類	九第二項に規定は
		九十六条第一
		同じ。
(略)	(略)	(略)
第三百九十六条	次章の定めると	消費生活協
第一項	ころ	十一条
		及び同条第二
		準用する
		第一項
	(略)	(略)
((恪)	(格)

		2	
 えは、次の表のとおりとする。	法の規定を準用する	法第三十	(略)
 おりとする。	る場合におけるこれ	八第三項の規定によ	(略)
	法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替	一条の八第三項の規定により会計監査人について会社	(略)

							1									1 >	V.L.	2	_
(略)					第一項	第三百九十六条	(略)					第三項第一号	第三百三十七条	法の規定	読み替える会社	えは、次の表のとお	法の規定を準用する場合に	法第三十一条の「	(略)
(略)	(略)				ころ	次章の定めると	(略)				る計算書類	第二項に規定す	第四百三十五条	字句	読み替えられる	わりとする。	おけるこ	八第三項の規定によ	(略)
(略)	(略)	第一項の規定	準用する第四百四十四条	及び同条第二項において	十一条の八第一項の規定	消費生活協同組合法第三	(略)	同じ [°])	九十六条第一項において	関係書類をいう。第三百	七第二項に規定する決算	協同組合法第三十一条の	決算関係書類(消費生活		読み替える字句		れらの規定に係る技術的読慧	より会計監査人について会社	(略)